

(仮称) 青森市子ども総合計画 素案の概要

第 1 部 総論

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

本市では、これまでも「青森市子ども総合計画後期計画（平成 23 年度～27 年度）」に基づき、「子ども支援」及び「子育て支援」について、各種事業を展開してきましたが、この計画の計画期間終了に加え、急速に進行する少子化をはじめ、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進することが今後とも必要であると考え、新たな「青森市子ども総合計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画であり、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市新総合計画－元気都市あおもり市民ビジョン－後期基本計画」の分野別計画です。
さらに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」としての位置づけを含むものです。

3 計画の期間

平成 28 年度から
平成 32 年度（5 年間）
※後期基本計画と同期間

4 計画の対象

青森市内に居住する子ども（概ね 18 歳未満）とその子育て家庭はもちろん、市民、地域で活動する事業者など、すべての個人、団体を対象とします。

5 推進体制

- 施策の進捗度を測定するための指標を設定し、指標の達成度などを通じ、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」による主な取組の評価・検証を行いながら各施策を展開します。
- 社会・経済情勢等の青森市を取り巻く環境の変化や市民意識調査等の市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

第 2 章 計画の基本方向

1 子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 人口の変化と少子化の状況

- ①人口の推移
- ②出生率等の推移
- ③婚姻・出産の状況

本市の総人口は、平成 37 年には 256,157 人、年少人口（0～14 歳）の割合は 9.7%。
本市の合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.20 を底に上昇しており、近年、回復の兆し。
本市の未婚率、平均初婚年齢ともに上昇。国の調査によると、理想的な子どもの数は 2.42 人に対し、実際に持つ子どもの数は 2.07 人。

(2) 子どもと子育て環境の状況（(仮称) 青森市子ども総合計画策定にかかるアンケート調査等より）

- ①家族の状況
- ②地域の子育て環境
- ③子育てに関する悩みや不安
- ④子どもをめぐる問題
- ⑤ワーク・ライフ・バランスの状況
- ⑥地域の子育て支援の状況

核家族世帯の割合は、年々減少傾向。母子世帯数は、平成 7 年以降は青森市・青森県・全国ともに増加傾向。
子育てをしていく上で地域に期待することとして、「子どもが安心して通学できること」、「地域の防犯体制が整備されていること」が多くなっている。
子育てについて感じていることは「楽しみや喜びを感じる」が 48.1%と最も多い。
本市及び児童相談所への児童虐待相談件数は、平成 24～26 年度にかけて減少。全国的に増加傾向。
「仕事と家庭生活を優先」、「家庭生活を優先」する人がいる反面、「仕事を優先」せざるをえない人がいる。
平成 27 年 4 月から、すべての子育て家庭を支援する子ども・子育て支援新制度がスタート。

2 基本理念

「子どもの最善の利益」を第一に考えた「子どもの権利」の保障

3 基本目標

- 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）
- 大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

4 基本方向（施策の方向性）

- (1) 子どもの権利が保障される環境づくり
- (2) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
- (3) 健やかで心豊かな育ちへの支援
- (4) 特に支援が必要な子どもや家庭への支援
- (5) 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

第 2 部 各論

第 1 章 子どもの権利が保障される環境づくり

- 1 子どもの権利を大切にす意識の向上
- 2 子どもの意見表明・参加の促進
- 3 権利侵害からの救済

第 2 章 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- 1 母子保健・医療体制の充実
- 2 乳幼児期の教育・保育の充実
- 3 地域全体で子育てを支える環境づくり
- 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

第 3 章 健やかで心豊かな育ちへの支援

- 1 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携
- 2 学校教育の充実
- 3 次代を担う大人になるための教育
- 4 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上
- 5 子どもの活動機会の充実

第 4 章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

- 1 障がいのある子どもなどへの支援の充実
- 2 ひとり親家庭などへの支援の充実
- 3 児童虐待防止に向けた支援の充実
- 4 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援

第 5 章 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- 1 子どもの安全安心の確保
- 2 子育てを支援する生活環境の充実

主な取組①

主な施策		主な取組	取組内容
第1章 子どもの権利が保障される環境づくり	1 子どもの権利を大切にす意識の向上	(1) 人権意識の普及啓発	○人権意識の普及啓発
		(2) 権利に関する学びへの支援	○権利に関する学びへの支援
	2 子どもの意見表明・参加の促進	(1) 子どもの意見表明・参加の促進	○子ども自身に関わる施策の推進への子ども自身の参画
		(2) 子どもの活動機会の確保	○子どもの活動機会の確保
	3 権利侵害からの救済	(1) 権利侵害からの救済	○青森市子どもの権利相談センターの普及啓発 ○相談・支援体制の充実

第2章 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援	1 母子保健・医療体制の充実	(1) 妊娠・出産の支援の充実	○不妊治療に悩む夫婦などへの支援
		(2) 妊産婦・乳幼児の保健及び健康診査などの充実	○母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導の充実 ○妊婦健康診査の実施 ○健康教室等の開催 ○新生児・妊産婦訪問指導の実施 ○乳幼児健康診査等の充実 ○肥満予防対策 ○子どもの発育・発達に対する不安や悩みの軽減
		(3) 小児救急医療の充実	○小児救急医療の充実
		(4) 妊産婦・子どもの医療費助成事業の充実	○妊産婦・子どもの医療費助成事業の充実
	2 乳幼児期の教育・保育の充実	(1) 乳幼児期の教育・保育の充実	○乳幼児期の教育・保育の充実
		(2) 待機児童の解消	○待機児童の解消
		(3) 乳幼児期の教育・保育の質的向上	○乳幼児期の教育・保育の質的向上
		(4) 子育ての経済的負担の軽減	○子育ての経済的負担の軽減
	3 地域全体で子育てを支える環境づくり	(1) 地域の子育て支援体制の充実	○子育て支援のネットワークの構築 ○子育て親子の相談、交流の場の提供 ○情報提供の充実
		(2) 子どもの成長に不安や悩みを抱えている家庭への支援	○相談者の希望に沿った支援
	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 労働環境の整備	○誰もが生き生きと安心して働ける労働環境づくりの促進 ○男性の家事・育児・介護等への参加促進

主な取組②

主な施策		主な取組	取組内容
第3章 健やかで心豊かな育ちへの支援	1 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携	(1) 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携	○小学校、認定こども園、幼稚園、保育所等による交流等 ○小学校におけるスタートカリキュラムの充実
	2 学校教育の充実	(1) 確かな学力の向上	○確かな学力の向上
		(2) 豊かな心の育成	○豊かな心の育成
		(3) 健やかな体の育成	○健やかな体の育成
		(4) 特に支援が必要な子どもへの支援	○特に支援が必要な子どもへの支援
		(5) 未来へ飛躍できる能力・意欲の育成	○未来へ飛躍できる能力・意欲の育成
		(6) 公平な教育機会の確保	○公平な教育機会の確保
		(7) 質の高い教育の実現	○質の高い教育を実現する指導体制の整備 ○質の高い教育を実現する環境の整備
	3 次代を担う大人になるための教育	(1) 男女平等意識の啓発	○あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化促進 ○子どもの頃からの男女共同参画の理解促進 ○家庭における男女平等教育の推進 ○学校における男女平等教育の推進
		(2) 思春期教育の充実	○思春期健康教育と健康相談の推進 ○親を対象とした学習機会と情報の提供 ○小・中学生が妊娠・出産・子育てを理解するための学習の機会の提供
		(3) ノーマライゼーション理念の普及啓発	○ノーマライゼーション理念の普及啓発
		(4) 主権者教育の推進	○主権者教育の推進
	4 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上	(1) 家庭教育の充実	○豊かなつながりの中での家庭教育支援 ○家庭教育を支援する情報提供 ○子育て支援者の活用促進 ○子育てサークルの育成・支援 ○家庭等における食育の推進
		(2) 地域の教育力の向上	○地域の教育力の向上
	5 子どもの活動機会の充実	(1) 思いやりの心の醸成	○交流活動の促進による思いやりの心の醸成 ○ボランティア活動の推進
		(2) 子どもの活動機会の充実	○学校における体験活動の充実 ○子どもの自然体験や国際交流、ものづくりなど様々な体験活動の充実 ○子どもの自立と社会参加に向けた支援の充実 ○子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進
		(3) 子どもの居場所づくり	○子どもの居場所づくりの推進 ○子どもの遊び場としての活用 ○放課後子ども総合プランの推進
		(4) 子どもの主体的な活動の促進	○子ども自身によるネットワークづくり ○情報提供の充実 ○子どもの活動に対する支援
		(5) 子どもの読書活動の推進	○子どもの読書活動の推進 ○子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実 ○子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進

主な取組③

主な施策		主な取組	取組内容
第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援	1 障がいのある子どもなどへの支援の充実	(1) 障がいのある子どもなどへの支援の充実	○障がい児保育の実施 ○放課後児童会等への障がい児の受入れ ○障がいのある子どもがいる家庭への生活支援 ○障がいのある子どもなどに関する子育て相談等 ○ライフステージに応じた切れ目ない支援 ○未熟児や小児慢性特定疾病に罹患している子どもへの支援
	2 ひとり親家庭などへの支援の充実	(1) ひとり親家庭などへの支援の充実	○ひとり親家庭などの相談・情報提供体制の強化 ○ひとり親家庭などの子育て・生活支援の充実 ○ひとり親家庭などの就業支援の充実 ○ひとり親家庭などの経済的支援の推進
		(2) すみれ寮における支援の充実	○すみれ寮における支援の充実
	3 児童虐待防止に向けた支援の充実	(1) 児童虐待防止に向けた支援の充実	○発生予防 ○早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者の支援
4 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援	(1) 子どもの貧困対策の推進	○子どもの貧困対策の推進	
	(2) 様々な環境にある子どもや家庭への支援	○社会的養護が必要な子どもへの支援 ○性的マイノリティの子どもへの配慮 ○様々な事情により育児が困難な保護者とその子どもへの支援	

第5章 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備	1 子どもの安全安心の確保	(1) 交通安全の確保	○交通事故の未然防止 ○交通安全教育の実施
		(2) 犯罪被害から守る活動の促進	○防犯教室の開催等
		(3) 有害情報や非行から守る取組の充実	○子どもを有害情報や非行から守る取組の充実
		(4) 安全な道路交通環境の整備	○安全で快適な歩行空間の確保 ○危険な交差点の改良 ○冬期バリアフリーの推進 ○冬期歩行空間の確保 ○街灯の整備
		(5) 災害時における安全の確保	○災害時における子どもたちの自立の促進 ○災害時においても安全で安心して過ごすことができる環境の充実
	2 子育てを支援する生活環境の充実	(1) 生活環境の整備	○良好な居住環境の整備 ○公園・緑地の整備・管理 ○河川等水辺空間の活用 ○緑化の推進 ○ちびっこ広場、児童遊園の整備・管理
		(2) 安心して外出できる環境の整備	○公共施設等のバリアフリー化の推進